



山形県公報

令和3年5月21日(金)
第206号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……521
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……522
- 県営緊急耐震工事計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……523
- 同……………(同) ……同
- 同……………(同) ……524
- 指定管理者の指定……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(同) ……同
- 森林法に基づく通知に代わる告示……………(同) ……525
- 林業労働力確保支援センターの指定の取消し……………(同) ……533
- 林業労働力確保支援センターの指定……………(同) ……534
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則14-4(委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………同

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(防災危機管理課) ……535
- 令和3年度狩猟免許試験の実施……………(みどり自然課) ……536
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(工業技術センター) ……537
- 同……………(高度技術研究開発センター) ……同
- 県営住宅入居者の一般公募……………(村山総合支庁建築課) ……538
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(河北病院) ……543

正 誤

告 示

山形県告示第451号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ライフパートナー	ヘルパーステーションめぐみ 酒田市こがね町一丁目20番11号	訪問介護	令和3.5.24

山形県告示第452号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、寒河江川土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和3年5月21日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	國井敏夫	寒河江市大字八楸1611番地

山形県告示第453号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により県営吉沢大堤地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営吉沢大堤地区緊急耐震工事（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
新庄市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年5月26日から同年6月23日まで
- 4 その他
 - (1) この緊急耐震工事計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この緊急耐震工事計画については、(1)の審査請求のほか、この緊急耐震工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この緊急耐震工事計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この緊急耐震工事計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの緊急耐震工事計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第454号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 土地改良区の名称
井の下土地改良区
- 2 事務所の所在地
西置賜郡小国町大字小国小坂町三丁目6番地
- 3 認可年月日

令和3年5月17日

山形県告示第455号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営渡前地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営渡前地区土地改良事業（水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
鶴岡市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年5月24日から同年6月21日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第456号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（区画整理））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（区画整理））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年5月24日から同年6月21日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第457号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（用排水施設））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営北平田地区土地改良事業（水利施設等保全高度化事業（農地集積促進型）（用排水施設））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
酒田市役所
- 3 縦覧に供する期間
令和3年5月24日から同年6月21日まで
- 4 その他
 - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
 - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
 - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第458号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県県民の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県県民の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県源流の森の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県源流の森
- 2 指定した団体 山形市大字長谷堂字馬場2265番
公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

山形県告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所
鶴岡市荒沢字池ノ平1-76

- 2 保安林指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - イ 主伐に係る伐採種を定めない。
 - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び鶴岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、次のとおり保安林に係る指定施業要件が変更された旨の通知をすべきところ、所有者の所在が不分明であるので、同法第189条の規定により、その通知の内容を小国町役場の掲示場に掲示した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字朝篠字丑子沢374番1
(2) 森林所有者の氏名
舟山保
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字越中里字丸山475番1
(2) 森林所有者の氏名
梅津弥五郎
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
(2) 森林所有者の氏名
斎藤正一
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 4 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
遠藤清
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 5 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
遠藤恒次
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 6 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

遠藤利一

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

7 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤新一

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

8 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤守

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

9 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

田村好市

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

10 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

佐藤忍

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

11 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤益吉

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

12 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

遠藤正広

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

13 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤理喜夫

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

14 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

- 井上ハル
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 15 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤倉蔵
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 16 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
- (2) 森林所有者の氏名
渡部太助
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 17 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
- (2) 森林所有者の氏名
井上源次
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 18 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
遠藤宏
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 19 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
- (2) 森林所有者の氏名
井上一郎
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 20 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
大河原俊也
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 21 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
- (2) 森林所有者の氏名
竹田豊一
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 22 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
井上新一
- (3) 通知の要旨

- 令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 23 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
横沢昭市
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 24 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
斎藤辰丙
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 25 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
伊藤登
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 26 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
伊藤作次
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 27 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
伊藤政好
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 28 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
佐藤秋雄
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 29 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
(2) 森林所有者の氏名
後藤一雄
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 30 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
横山志ず
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 31 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
平田恂
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 32 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
川合日出夫
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 33 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
斎藤光雄
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 34 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
高橋秀雄
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 35 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
後藤広仲
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 36 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
渡部かつの
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 37 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
伊藤末蔵
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 38 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名
奥山静一
- (3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 39 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
- (2) 森林所有者の氏名

鈴木徳雄

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

40 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

桜井初美

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

41 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

桑嶋忠志

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

42 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

島貫孝一

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

43 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

左貝善蔵

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

44 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

島貫金蔵

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

45 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

佐竹六郎

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

46 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

島貫竹蔵

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

47 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

桜井岩雄

(3) 通知の要旨

- 令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 48 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
鈴木タケノ
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 49 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
佐貝今朝三
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 50 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
嶋貫正三
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 51 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
大木惣吉
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 52 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
後藤徳次
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 53 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1、字思塚林1254番1
(2) 森林所有者の氏名
斎藤サト
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 54 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
沓沢春松
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 55 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1
(2) 森林所有者の氏名
渡部幸雄
(3) 通知の要旨
令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。
- 56 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤源次

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

57 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

井上梅次

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

58 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

遠藤浅次

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

59 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

梅津藤次

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

60 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

佐貝光一

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

61 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

岩崎伴雄

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

62 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

梅津常蔵

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

63 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字袖山1239番1

(2) 森林所有者の氏名

佐藤益吉

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

64 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

斎藤二男

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

65 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

井上源司

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

66 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

島貫明人

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

67 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

桜井初美

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

68 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

井上新吉

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

69 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字沼沢字思塚林1254番1

(2) 森林所有者の氏名

桑島忠志

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

70 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西置賜郡小国町大字朝篠字丑子沢374番3

(2) 森林所有者の氏名

舟山正子

(3) 通知の要旨

令和3年1月25日付け農林水産省告示第176号により、上記の保安林の指定施業要件が変更された。

山形県告示第462号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第24条第1項の規定により、林業労働力確保支援センターの指定を次のとおり取り消した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 名 称 | 財団法人山形県みどり推進機構 |
| 2 | 住 所 | 山形市大字長谷堂字馬場2265番地 |
| 3 | 事務所の所在地 | 山形市大字長谷堂字馬場2265番地 |
| 4 | 取 消 年 月 日 | 令和3年4月1日 |

山形県告示第463号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第11条第1項の規定により、林業労働力確保支援センターとして次のとおり指定した。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 名 称 公益財団法人やまがた森林と緑の推進機構
- 2 住 所 山形市大字長谷堂字馬場2265番
- 3 事務所の所在地 山形市大字長谷堂字馬場2265番
- 4 指 定 年 月 日 令和3年4月19日

山形県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和3年5月21日から同年6月4日まで縦覧に供する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 北山形停車場城北線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
山形市城北町二丁目285番から 同 281番4まで	旧	21.0メートル } 11.0	55 メートル
山形市城北町二丁目285番から 同 282番まで	新	11.0メートル } 11.0	40 メートル

山形県告示第465号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
寒河江市西根地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和3年5月10日から同年7月9日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

人事委員会関係**規 則**

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年5月21日

山形県人事委員会

委員長 安 孫 子 俊 彦

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14-4（委託地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のよ

うに改正する。

別表第1山形市市長部局の項中「情報セキュリティ推進監、保健医療監」を「文化スポーツ推進監、保健医療監、観光戦略推進監」に改め、同表鶴岡市市長部局の項中「調整監」、「観光戦略監」及び「課長補佐（職員課に置くものに限る。）」を削り、同表酒田市市長部局の項中「人事主査」を「主査」に改め、同表上市市市長部局の項中「組織管理」を「財政課に置くもので財政」に改め、同表長井市市長部局の項中

「

福祉事務所	所長
-------	----

」を、

「

長井市置賜生涯学習プラザ	館長
福祉事務所	所長

」に改め、同表長井市教育委員会事務局の項

中「

長井市置賜生涯学習プラザ	館長
学校給食共同調理場	場長

」を、

「

給食共同調理場	場長
---------	----

」に改め、同表天童市市長部局の項中「課

長」を「健康推進監、課長」に改め、同表尾花沢市市長部局の項中「課長、」を「課長、室長」に改め、同表河北

町町長部局の項中「

課長

」を「

監、課長、主幹

」に改め、金山町町長部

局の項中「

課長

」を「

課長、主幹

」に改め、同表真室川町町長部局

の項中「、主幹」を削り、同表真室川町町長部局病院の項中「、副院長」を削り、同表小国町町長部局の項中「白

い森みらい創生監、」を削る。

別表第2西置賜行政組合管理者部局の項中「

事務局長

」を

「

事務局長

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
山形県防災行政通信ネットワーク保守管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県防災くらし安心部防災危機管理課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2671
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱電機株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- 5 随意契約に係る契約金額 106,480,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の期日及び場所

期 日	場 所
令和3年7月17日（土）	庄内総合支庁
同 年8月21日（土）	置賜総合支庁（本庁舎）
同 年9月11日（土）	山形県職員育成センター
同 年9月12日（日）	山形県職員育成センター
令和4年1月14日（金）	村山総合支庁西村山地域振興局（わな猟免許に限る。）

2 時 間

午前9時から午後5時30分まで

村山総合支庁西村山地域振興局で開催の試験のみ午後1時から午後6時まで

3 受験資格

県内に住所を有する者で、令和3年度において狩猟免許を受けようとするもの。ただし、受験日において網猟免許及びわな猟免許にあつては18歳未満、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあつては20歳未満の者を除く。

4 受験手続

(1) 提出書類

イ 狩猟免許申請書

ロ 次のいずれにも該当しない旨の医師の診断書（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による銃砲の所持の許可を受けている者にあつては当該許可証の写し）

(イ) 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

(ロ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(ハ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(イ)及び(ロ)に該当する者を除く。）

ハ 写真（申請前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの寸法で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）1枚

(2) 提出先

山形県環境エネルギー部みどり自然課（山形市松波二丁目8番1号）

(3) 提出期間

イ 令和3年7月17日（土）に実施する試験を受験する場合

令和3年6月18日（金）から同年7月2日（金）まで

ロ 令和3年8月21日（土）に実施する試験を受験する場合

令和3年7月21日（水）から同年8月6日（金）まで

ハ 令和3年9月11日（土）、同月12日（日）に実施する試験を受験する場合

令和3年8月16日（月）から同月30日（月）まで

ニ 令和4年1月14日（金）に実施する試験を受験する場合

令和3年12月1日（水）から同月15日（水）まで

5 その他

詳細については、環境エネルギー部みどり自然課に問い合わせること。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県工業技術センター庁舎に係る電力の供給
契約電力470キロワット、使用電力量1,542,436キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県工業技術センター 総務課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,627.77円

(使用電力量に対する単価)

期 間	電力量料金単価（1kwhにつき）
令和3年4月1日～令和4年3月31日	夏季 16.81円
	その他季 15.62円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び予定数量
山形県高度技術研究開発センター庁舎に係る電力の供給
契約電力473キロワット、使用電力量1,093,857キロワットアワー
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県高度技術研究開発センター 総務調整課 山形市松栄二丁目2番1号 電話番号023(644)3222
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和3年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
株式会社やまがた新電力 山形市松波三丁目8番28号
- 5 随意契約に係る契約金額
(契約電力に対する単価)

期 間	基本料金単価（1kwにつき）
令和3年4月1日～令和4年3月31日	1,627.77円

（使用電力量に対する単価）

期 間		電力量料金単価（1kwhにつき）
令和3年4月1日～令和4年3月31日	夏季	16.81円
	その他季	15.62円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和3年5月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃					摘要		
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者	収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者		収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者	
県営鈴川第2ア パート1号	山形市鈴川町三 丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,700	13,500	15,400	17,400	19,000	19,000	3月分 の家賃 に相当 する額	单身可
同 3号	同 17-25	同	44.4	1	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000	同	同
同 4号	同 17-22	同	44.4	2	同	11,900	13,700	15,700	17,700	19,000	19,000	同	同
同 5号	同 17-17	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500	同	同
同	同	同	44.4	1	同	12,100	14,000	16,000	18,000	18,500	18,500	同	同
同 五十鈴アバ ート1号	同 大野目二 丁目2-52	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	同	同
同	同	同	51.2	4	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	同	同
同 2号	同 2-50	同	51.2	2	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	同	同
同 3号	同 2-46	同	51.2	1	同	14,400	16,700	19,100	21,500	24,600	25,500	同	同
同 馬見ヶ崎ア パート1号	同 円心寺町 21-27	3DK	59.3	1	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	同	同
同 2号	同 21-26	同	59.3	2	同	17,600	20,300	23,200	26,200	30,000	34,600	同	同
同 桜町アパー ート1号	同 桜町四丁 目12-16	4DK	71.5	1	同	23,600	27,200	31,100	35,100	40,100	46,300	同	同
同	同	3DK	58.4	1	同	19,200	22,200	25,400	28,700	32,700	37,800	同	同
同 2号	同 12-20	同	61.0	1	同	20,400	23,600	26,900	30,400	34,700	40,100	同	同

同 深町アパー ト4号	同 深町一丁 目7-34	同	62.6	1	同	22,100	25,500	29,200	33,000	37,700	42,700	
同 きたまちア パー ト1号	同 桜町三丁 目2-15	同	66.5	1	同	25,300	29,200	33,300	37,600	43,000	49,600	
同 土屋倉アパ ー ト1号	同 山市美咲町二 丁目3	同	51.8	1	同	12,500	14,500	16,600	18,700	21,400	24,700	单身可
同 鷺ヶ袋アパ ー ト1号	同 旭町二丁 目7-1	同	54.6	1	同	13,300	15,400	17,600	19,800	22,700	26,200	同
同 日光アパー ト3号	同 天童市北久野本 四丁目14-3	同	62.9	1	同	21,900	25,300	28,900	32,600	37,300	43,000	
同 交り江アパ ー ト1号	同 交り江五 丁目10-1	同	62.8	1	同	17,100	19,700	22,500	25,400	29,000	33,500	
同 天童駅南ア パー ト1号	同 田鶴町四 丁目18-17	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 2号	同 18-22	同	66.5	1	同	22,900	26,400	30,200	34,100	38,900	44,900	
同 天童南部ア パー ト3号	同 南町三丁 目18-3	3 LDK	79.9	1	同	29,000	33,500	38,300	43,200	49,300	56,900	
同 5号	同 18-5	同	79.9	1	特定目的用 (臨、準、特別)	29,100	33,600	38,400	43,300	49,500	57,200	单身可
同 近江アパー ト1号	同 東村山郡山辺町 近江1-1	3 DK	64.2	1	一般用	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 同	同 同	同	64.2	1	同	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,200	单身可
同 3号	同 同	同	64.6	2	同	19,300	22,300	25,500	28,800	32,900	38,000	同
同 中原アパー ト1号	同 中山町 大字長崎881- 2	同	69.4	3	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	单身可
同 同	同 同	同	69.4	1	同	22,800	26,300	30,100	33,900	38,800	44,800	单身可
同 2号	同 同	2 DK	53.4	1	同	17,600	20,300	23,300	26,300	30,000	34,600	同

同	同	3DK	69.4	1	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	同
同	同	同	69.4	2	同	22,900	26,500	30,300	34,100	39,000	45,000	
同 長崎アパート	同 8035-205	同	62.8	1	同	16,900	19,600	22,400	25,200	28,800	33,300	
同 南寒河江アパート2号	寒河江市大字高屋字西浦100-5	同	62.6	2	同	17,100	19,700	22,600	25,500	29,100	33,600	
同 塩水アパート2号	同 寒河江字塩水46-1	2DK	57.0	1	特定目的用(遊戯, 特別)	18,800	21,700	24,800	28,000	32,000	36,900	单身可
同 6号	同	同	57.0	1	同	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,100	同
同 谷地アパート	西村山郡河北町谷地荒町東一丁目4-1	3DK	59.3	1	一般用	14,500	16,800	19,200	21,700	24,800	28,600	
同 左沢アパート	同 大江町大字藤田264-3	同	59.3	2	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	单身可
同	同	同	59.3	5	同	13,500	15,500	17,800	20,100	22,900	26,500	
同 楯岡アパート	村山市楯岡笛田四丁目6-23	同	54.6	2	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	
同	同	同	54.6	1	同	12,800	14,700	16,900	19,000	21,700	25,100	单身可
同 楯岡中町アパート	同 楯岡中町5-1	同	63.7	1	同	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000	同
同 東根中央アパート2号	東根市中央四丁目3-2	同	62.6	1	同	18,900	21,800	25,000	28,200	32,200	37,200	
同 あけぼのアパート	北村山郡大石田町大字大石田277-4	2LDK	70.3	1	同	19,300	22,300	25,500	28,700	32,800	37,900	
同 大石田アパート	同 甲 623-157	3DK	59.4	2	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	单身可
同	同	同	59.4	1	同	14,200	16,400	18,800	21,200	24,200	28,000	

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 令和2年以降の収入により計算するときは、入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
※「寡婦又は寡夫」は、令和3年7月1日以降に入居決定した者においては「所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦」とする。
- (7) 令和3年7月1日以降に入居決定した場合で、入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「单身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

(ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁

長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（高齢・障がい者等用）」とあるのは、高齢者世帯、身体障がい者世帯、精神障がい者世帯、知的障がい者世帯、戦傷病者世帯、原子爆弾被爆者世帯、生活保護世帯、中国残留邦人世帯、海外引揚者世帯、ハンセン病療養所入所者世帯、配偶者暴力被害者世帯から選考する。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和3年6月3日から同月9日までの午前10時から午後6時まで（月曜日を除く。）
ただし、郵送の場合は、令和3年6月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階
県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産

5 入居の時期 令和3年8月1日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和3年5月21日

山形県立河北病院長 深 瀬 和 利

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
A重油 410キロリットル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県立河北病院総務課施設用度係 西村山郡河北町谷地字月山堂111番地 電話番号0237(73)3131
- 3 落札者を決定した日 令和3年3月29日
- 4 落札者の名称及び所在地
野口鉱油株式会社 天童市鎌田一丁目13番1号
- 5 落札金額 1リットル当たり 69,300円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和3年2月16日

正 誤

発行年月日	県公報 番号	ページ	行	誤	正
平成13. 4. 1	号外 (28)	3	下から3	ニ 法第22条から第24条まで（法第29条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に規定する処分のうち、営業の許可の取消し及び営業の全部の禁止以外の処分に関する事	ニ 法第21条の2第2項の規定による届出の受理に関する事 ホ 法第22条から第24条まで（法第29条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に規定する処分のうち、営業の許可の取消し及び営業の全部の禁止以外の処分に関する事
同	同	4	1		ホ へ

令和3年5月21日印刷 発行所 山形県庁
令和3年5月21日発行 発行人 山形県